

令和6年度第1回国民健康保険運営協議会議案

日 時 令和6年5月23日（木）18時30分～
場 所 芽室町役場 2階 第7会議室

- 1 開 会
- 2 町長あいさつ
- 3 会長あいさつ
- 4 会議録署名委員指名
- 5 報告事項
 - (1) 令和5年度芽室町国民健康保険特別会計決算見込みについて
- 6 町長諮詢
- 7 議 事
 - (1) 国民健康保険税条例の一部改正について
 - ・国民健康保険法施行令及び地方税法施行令等の一部改正に伴う改正並びに北海道が示す標準税率を踏まえた税率改正について
- 8 会長答申
- 9 そ の 他
- 10 閉 会

令和5年度 岁入歳出予算決算見込み 事項別明細書総括表

R6.5.14現在

国民健康保険特別会計

(単位:千円)

歳 入					歳 出				
款	令和5年度 当初予算額	令和5年度 決算見込額	比 較	備 考	款	令和5年度 当初予算額	令和5年度 決算見込額	比 較	備 考
1 国民健康保険税	788,540	726,184	△ 62,356		1 総務費	47,207	45,390	△ 1,817	人件費、事務費、国 保税算定事務費
2 国庫支出金	8,853	16,604	7,751	国庫交付金 保健事業交付金	2 保険給付費	1,318,091	1,284,463	△ 33,628	療養給付費・高額療養費・出 産育児一時金・葬祭費
3 道支出金	1,334,751	1,318,592	△ 16,159	普通交付金 保険者努力支援 特別交付金	3 国民健康保険 事業費納付金	842,618	842,618	0	北海道への納付金
4 繰入金	163,053	157,318	△ 5,735	基盤安定繰入金 一般会計繰入金(概算)	4 保健事業費	23,343	24,155	812	特定健診・保健指導 受診勧奨・医療費通知発送
5 繰越金	30,000	312,340	282,340	R4 繰越金	5 諸支出金	2	11,590	11,588	返還金・過年度還付金・病院 事業会計繰出金
6 諸収入	417	1,867	1,450	延滞金・療養費返還金等	6 予備費	94,353	0	△ 94,353	
					7 次年度繰越金	0	324,689	324,689	R5 年度繰越金として R6 年度歳入へ
歳 入 合 計	2,325,614	2,532,905	207,291		歳 出 合 計	2,325,614	2,532,905	207,291	

< 収 支 >

歳入決算見込額 2,532,905千円

歳出決算見込額 2,532,905千円

歳入歳出差引額 0千円

令和6年度 芽室町国民健康保険税条例改正の概要について

■国民健康保険税率等の改正について

1 改正の概要

芽室町国民健康保険税条例について次のとおり改正します。

＜地方税法等の一部改正に伴う改正＞

- (1) 課税限度額の引き上げ
- (2) 減額措置に伴う軽減判定所得の算定方法の変更

＜国保事業費納付金額の確定に伴う改正＞

- (3) 国民健康保険税率の改正

2 地方税法等の一部改正に伴う改正

(1) 課税限度額の引き上げ

【経過等】

国は、『国民健康保険税（以下「国保税」という。）の負担の公平性を確保する観点から、相当の高所得者であっても国保税の賦課限度額しか負担しない仕組みとなっていることを改めるため、国保税の賦課限度額を引き上げるべきである』という社会保障制度改革国民会議の報告書を受け、段階的に引き上げを行っているところです。

令和6年度については、後期高齢者支援金賦課分（支援分）の限度額超過世帯割合が2%を超え、前年と比較し大幅に増加しており、基礎賦課分（医療分）、介護納付金賦課分（介護分）との超過額のばらつきが拡大していることから、後期高齢者支援金賦課分の限度額を2万円引き上げます。

【改正内容】

■支援分 課税限度額 （改正前） 22万円 → （改正後） 24万円

※医療分及び介護分の課税限度額は据置きとなります

(2) 減額措置に伴う軽減判定所得の算定方法の変更

【経過等】

国保税における低所得者に対する軽減措置の中で、5割軽減及び2割軽減については、物価上昇等の影響で応益分国保税の軽減対象者が縮小しないよう、経済動向等を踏まえて基準額を見直す慣例があります。

今回の改正についても、令和6年度税制改正大綱において軽減判定所得の基準引き上げが必要と判断されたことによるものです。

【改正内容】

「令和6年度芽室町国民健康保険税率等について」を参照ください。

3 国民健康保険事業費納付金額の確定に伴う改正

【経過等】

令和6年度事業費納付金額が確定し、道から標準保険料率が示されました。

この標準保険料率を参考に、所得額等を踏まえながら、令和6年度の国民健康保険税率を決定するものです。

【改正内容】

「令和6年度茅室町国民健康保険税率等について」を参照ください。

4 施行期日

公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用します。

なお、今回の改正内容については、令和6年度以後の国保税課税分から適用することとし、令和5年度分までの国保税については、これまでの規定が適用されることとなります。

令和6年度芽室町国民健康保険税率等について

■現行税率と改正後税率の比較

【現行税率】

医療分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	8.58%	65万円
均等割	27,842円	
平等割	28,255円	

【税率改正後】

医療分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	8.37%	65万円
均等割	26,908円	
平等割	27,233円	

後期高齢者支援金分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	2.73%	22万円
均等割	9,119円	
平等割	9,254円	

後期高齢者支援金分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	2.78%	24万円
均等割	9,353円	
平等割	9,466円	

介護納付金分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	1.92%	17万円
均等割	8,851円	
平等割	6,839円	

介護納付金分		
区分	税率等	課税限度額
所得割	2.04%	17万円
均等割	9,264円	
平等割	7,371円	

■軽減判定所得に乘じる額における改正内容

【現行】

区分	軽減判定所得に乘じる額
5割軽減	基礎控除43万円 +加算額29万円 ×被保険者数+10万円 ×(給与所得者等の数-1)
2割軽減	基礎控除43万円 +加算額53万5千円 ×被保険者数+10万円 ×(給与所得者等の数-1)

【改正後】

区分	軽減判定所得に乘じる額
5割軽減	基礎控除43万円 +加算額29万5千円 ×被保険者数+10万円 ×(給与所得者等の数-1)
2割軽減	基礎控除43万円 +加算額54万5千円 ×被保険者数+10万円 ×(給与所得者等の数-1)

令和6年度 国民健康保険税率について（試算）

○令和6年度納付金額 本算定（確定係数）

・町から北海道へ支払う金額	847,535,976 円	①
・保険基盤安定繰入金	保険税軽減分	63,167,378 円
	保険者支援分	45,676,135 円
・その他道公費		2,206,151 円
	計	111,049,664 円
		②

① - ② 必要収納額 736,486,312 円
(道試算必要収納額)

【令和6年度標準保険税率】国保世帯数：2,312 被保険者数：4,478人 4/1現在

	所得割額	均等割額（1人）	平等割額（世帯）	課税限度額
医療分	8.37%	26,908 円	27,233 円	65 万円
支援分	2.78%	9,353 円	9,466 円	24 万円
介護分	2.04%	9,264 円	7,371 円	17 万円

※支援分課税限度額は現行 22 万円から 24 万円に改定予定

調定見込額 730,613,400 円
収納率（98.4%）による収納見込額 718,923,585 円

資料2-2

1 令和5年度・令和6年度 年税額の比較

所得階層毎の年税額例	令和5年度 標準保険税率	令和6年度 標準保険税率
例1：課税所得200万（①総所得200万円以上300万円未満） 夫婦2人40代 子ども1人	437,400	435,000
		▲ 2,400
例2：課税所得200万（①総所得200万円以上300万円未満） 夫婦2人40代 子ども2人（未就学） 〈2割軽減〉	402,900	400,800
		▲ 2,100
例3：課税所得100万（②総所得100万円以上200万円未満） 夫婦2人70代 〈2割軽減〉	202,100	198,800
		▲ 3,300
例4：課税所得50万（③総所得1円以上100万円未満） 夫婦2人70歳 〈5割軽減〉	112,100	110,200
		▲ 1,900
例5：所得なし（④総所得0円以上1円未満） 単身70歳 〈7割軽減〉	22,300	21,800
		▲ 500

※総世帯数に占める割合が高い所得階層について、世帯構成例を仮定して試算した。

【参考】総所得金額の範囲毎の世帯数

総所得金額（円）の範囲	世帯数
900万以上	309
700万以上 900万未満	70
500万以上 700万未満	74
300万以上 500万未満	166
① 200万以上 300万未満	210
② 100万以上 200万未満	432
③ 1以上 100万未満	540
④ 0以上 1未満	511
合計	2,312

2 低所得者に係る保険税額軽減措置世帯の割合

		世帯数 (R5年度世帯数)	総世帯数に占める割合 (R5年度割合)
総世帯数		2,312 世帯	-
軽 減 割 合	7割	573世帯 (573世帯)	24.8% (24.8%)
	5割	234世帯 (232世帯)	10.1% (10.0%)
	2割	202世帯 (195世帯)	8.7% (8.4%)
計		1,009世帯 (1,000世帯)	43.6% (43.3%)

約73%

3 賦課限度額超過世帯の割合

医療分 2,312世帯のうち 359世帯 (15.5%)
支援分 2,312世帯のうち 332世帯 (14.4%)

議案第 号

茅室町国民健康保険税条例中一部改正の件

茅室町国民健康保険税条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和6年6月3日提出

茅室町長 手 島 旭

茅室町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

茅室町国民健康保険税条例（昭和28年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第3条第1項中「8.58」を「8.37」に改める。

第5条中「27,842円」を「26,908円」に改める。

第6条第1号中「28,255円」を「27,233円」に改め、同条第2号中「14,127円」を「13,616円」に改め、同条第3号中「21,191円」を「20,424円」に改める。

第7条中「2.73」を「2.78」に改める。

第9条中「9,119円」を「9,353円」に改める。

第10条第1号中「9,254円」を「9,466円」に改め、同条第2号中「4,627円」を「4,733円」に改め、同条第3号中「6,940円」を「7,099円」に改める。

第11条中「1.92」を「2.04」に改める。

第13条中「8,851円」を「9,264円」に改める。

第14条中「6,839円」を「7,371円」に改める。

第28条第1項中「22万円」を「24万円」に改め、同項第1号ア中「19,490円」を「18,836円」に改め、同号イ（ア）中「19,779円」を「19,064円」に改め、同号イ（イ）中「9,889円」を「9,532円」に改め、同号イ（ウ）中「14,834円」を「14,297円」に改め、同号ウ中「6,384円」を「6,548円」に改め、同号エ（ア）中「6,478円」を「6,627円」に改め、同号エ（イ）中「3,239円」を「3,314円」に改め、同号エ（ウ）中「4,858円」を「4,970円」に改め、同号才中「6,196円」を「6,485円」に改め、同号才中「4,788円」を「5,160円」に改め、同項第2号中「29万円」を「29万5千円」に改め、同号ア中「13,921円」を「13,454円」に改め、同号イ（ア）中「14,128円」を「13,617円」に改め、同号イ（イ）中「7,064円」を「6,808円」に改め、同号イ（ウ）中「10,596円」を「10,212円」に改め、同号ウ中「4,560円」を「4,677円」に改め、同号エ（ア）中「4,627円」を「4,733円」に改め、同号エ（イ）中「2,314円」を「2,367円」に改め、同号エ（ウ）中「3,470円」を「3,550円」に改め、同号才中「4,426円」を「4,632円」に改め、同号才中「3,420円」を

「3,686円」に改め、同項第3号中「53万5千円」を「54万5千円」に改め、同号ア中「5,569円」を「5,382円」に改め、同号イ(ア)中「5,651円」を「5,447円」に改め、同号イ(イ)中「2,826円」を「2,724円」に改め、同号イ(ウ)中「4,239円」を「4,085円」に改め、同号ウ中「1,824円」を「1,871円」に改め、同号エ(ア)中「1,851円」を「1,894円」に改め、同号エ(イ)中「926円」を「947円」に改め、同号エ(ウ)中「1,388円」を「1,420円」に改め、同号オ中「1,771円」を「1,853円」に改め、同号カ中「1,368円」を「1,475円」に改め、同条第2項第1号ア中「4,176円」を「4,036円」に改め、同号イ中「6,961円」を「6,727円」に改め、同号ウ中「11,137円」を「10,763円」に改め、同号エ中「13,921円」を「13,454円」に改め、同項第2号ア中「1,368円」を「1,403円」に改め、同号イ中「2,280円」を「2,338円」に改め、同号ウ中「3,648円」を「3,741円」に改め、同号エ中「4,560円」を「4,677円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
(適用区分)
- 2 この条例による改正後の芽室町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

説 明

国民健康保険法施行令及び地方税法施行令等の一部改正並びに北海道の示す標準税率を踏まえ、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(課税額)</p> <p>第2条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。</p> <p>4 一略一 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の<u>8.37</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 一略一 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>26,908円</u>とする。</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。</p> <p>4 一略一 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の<u>8.58</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 一略一 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>27,842円</u>とする。</p>

改正案	現 行
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれの当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯 (特定同一世帯所属者 (国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。) と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月 (以下この号において「特定月」という。) 以後5年を経過する月までの間にあるもの (当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) をいう。次号、第10条及び第28条第1項において同じ。) 及び特定継続世帯 (特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの (当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) をいう。第3号、第10条及び第28条第1項において同じ。) 以外の世帯 <u>27,233円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>13,616円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>20,424円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の<u>2.78</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第6条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれの当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯 (特定同一世帯所属者 (国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。) と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月 (以下この号において「特定月」という。) 以後5年を経過する月までの間にあるもの (当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) をいう。次号、第10条及び第28条第1項において同じ。) 及び特定継続世帯 (特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの (当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) をいう。第3号、第10条及び第28条第1項において同じ。) 以外の世帯 <u>28,255円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>14,127円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>21,191円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の<u>2.73</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被</p>

改正案	現 行
<p>保険者均等割額)</p> <p>第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,353円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第10条 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>9,466円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>4,733円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>7,099円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第11条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の<u>2.04</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第13条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>9,264円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第14条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>7,371円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第28条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して</p>	<p>保険者均等割額)</p> <p>第9条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,119円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第10条 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>9,254円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>4,627円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>6,940円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第11条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の<u>1.92</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第13条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>8,851円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第14条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>6,839円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第28条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して</p>

改正案	現 行
<p>得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあっては、43万円に当該</p>	<p>得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあっては、43万円に当該</p>

改正案	現 行
給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者	給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者
ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>18,836円</u>	ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>19,490円</u>
イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>19,064円</u> (イ) 特定世帯 <u>9,532円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>14,297円</u>	イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>19,779円</u> (イ) 特定世帯 <u>9,889円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>14,834円</u>
ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>6,548円</u>	ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>6,384円</u>
エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,627円</u> (イ) 特定世帯 <u>3,314円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>4,970円</u>	エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,478円</u> (イ) 特定世帯 <u>3,239円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>4,858円</u>
オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>6,485円</u>	オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>6,196円</u>
カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯に	カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯に

改正案	現 行
<p>について <u>5,160円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>13,454円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>13,617円</u> (イ) 特定世帯 <u>6,808円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>10,212円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4,677円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>	<p>について <u>4,788円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>13,921円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>14,128円</u> (イ) 特定世帯 <u>7,064円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>10,596円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4,560円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p>

改正案	現 行
<p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,733円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,367円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,550円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4,632円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,686円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>54万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,382円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,447円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,724円</u></p>	<p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,627円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,314円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,470円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4,426円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,420円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>53万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,569円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,651円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,826円</u></p>

改正案	現 行
<p>(ウ) 特定継続世帯 <u>4,085円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,871円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,894円</u></p> <p>（イ）特定世帯 <u>947円</u></p> <p>（ウ）特定継続世帯 <u>1,420円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,853円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,475円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納稅義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納稅義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納稅義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p>	<p>(ウ) 特定継続世帯 <u>4,239円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,824円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,851円</u></p> <p>（イ）特定世帯 <u>926円</u></p> <p>（ウ）特定継続世帯 <u>1,388円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,771円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,368円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納稅義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納稅義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納稅義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p>

改正案	現 行
<p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,036円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6,727円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>10,763円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>13,454円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,403円</u> イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,338円</u> ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,741円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4,677円</u></p> <p>3 一略一 附 則 <u>(施行期日)</u> 1 <u>この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。</u> <u>(適用区分)</u> 2 <u>この条例による改正後の芽室町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によ</u></p>	<p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,176円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6,961円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>11,137円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>13,921円</u></p> <p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,368円</u> イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,280円</u> ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,648円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4,560円</u></p> <p>3 一略一</p>

改正案	現 行
<u>る。</u>	